

なりすまし広告詐欺等対策関係府省庁会議の開催について

令和8年8月7日
関係府省庁申合せ

- 1 近年、SNS・動画共有等のプラットフォーム上において、著名人等になりすました広告等を端緒とする詐欺が発生し、国民生活に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、相互の連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、なりすまし広告詐欺等対策関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係事業者その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	デジタル庁戦略・組織グループ統括官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	警察庁刑事局長
	金融庁銀行・証券監督局長
	消費者庁次長
	デジタル庁戦略・組織グループ審議官
	デジタル庁国民向けサービスグループ統括官
	総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
	法務省政策立案総括審議官
	経済産業省商務情報政策局長

- 3 会議の下に、実務者会合を置く。実務者会合の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び実務者会合の庶務は、デジタル庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 8 月 7 日から実施する。
- 2 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年 6 月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第 4 項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。
- 3 今後、会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。
- 4 内閣官房は、附則第 2 項の期限までに、会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。